

証券コード 2321
平成29年4月19日

株 主 各 位

東京都港区赤坂四丁目2番19号
株式会社ソフトフロントホールディングス
代表取締役社長 阪 口 克 彦

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。後述のご案内に従って平成29年5月8日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月9日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール 3階 アロン
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年5月8日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、2頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成29年5月8日（月曜日）午後5時15分までに行使してください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.softfront.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本臨時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイト (<http://www.softfront.co.jp/>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブサイト <http://www.web54.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年5月8日（月曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®又は、Ver. 6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

グループ会社相互の連結の強化と業務効率向上のため、本店所在地を東京都千代田区に変更するものであります。(変更案第3条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 附 則 <u>第3条の規定変更は、平成29年5月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第2号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

当社は、平成29年4月5日付取締役会において、当社の完全子会社である株式会社筆まめ(以下、「筆まめ社」という。)の全株式を、ソースネクスト株式会社(以下、「ソースネクスト社」という。)に譲渡すること(以下、「本件株式譲渡」という。)を決議し、ソースネクスト社との間で、同日付で「2. 子会社株式譲渡契約の内容の概要」に記載の株式譲渡契約(以下、「本件株式譲渡契約」という。)を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に従い、本件株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。なお、本件株式譲渡の実行日は、平成29年5月11日を予定しております。

1. 子会社株式の譲渡を行う理由

当社は、平成28年2月12日付「新経営方針について」で発表したとおり、「コミュニケーション・プラットフォームの提供」及び「ネットとリアルとの融合」の2つの展開により事業規模を拡大し、その中で積極的にM&A等を活用して事業展開を加速させることを経営方針としております。

本経営方針に基づき、①平成28年3月7日付「株式会社筆まめの株式の取得(子会社化)に関する基本合意のお知らせ」、②平成28年4月22日付「株式会社筆まめの株式譲渡契約締結に関するお知らせ(開示事項の経過)」及び③平成28年4月26日付「株式会社筆まめの株式の取得(子会社化)の完了に関するお知らせ(開示事項の経過)」で発表したとおり、当社は平成28年4月26日に筆まめ社の全ての株式を取得し、同社を連結子会社として、当社と

同社が保有するノウハウを相互に活用することにより、次の4つの強いシナジーを意識して事業活動を進めてまいりました。ここに掲げた事業活動は全て着手済みであり、筆まめ社と当社連結子会社であるデジタルポスト株式会社での連携サービスの提供、当社のベトナム現地法人の活用による筆まめ社の開発コスト低減など既に一定の成果が得られております。

■買収時に想定していたシナジー

- ①「筆まめ」のクラウド・サービス展開や法人向け市場への展開の加速
はがき・住所録ソフト「筆まめ」のクラウド・サービス展開や法人向け市場への展開を加速させる。
- ②住所録・顧客管理機能とコミュニケーション・プラットフォームの連携
筆まめ社の保有する住所録・顧客管理の機能と当社が有するコミュニケーション・プラットフォームを連携させることにより、新たなクラウド・サービスを実現する。
- ③ASEAN市場での新たな事業展開
当社のベトナム現地法人を橋頭堡とし、筆まめ社の高いコンテンツ作成能力等を活用して、ASEAN市場で新たな事業機会を模索する。
- ④開発コストの低減
当社のベトナム現地法人を活用することにより、筆まめ社の開発コストを低減する。

一方、並行して、当社は、平成28年6月30日付「ソースネクスト社との業務提携に関する契約締結のお知らせ」で発表したとおり、ソースネクスト社との間で次の4つの事業に係る業務提携を進めており、「筆まめ社」のコンシューマ向け製品の店頭販売をソースネクスト社が独占的に行うなど、こちらも一定の成果が得られております。

■ソースネクスト社との間の業務提携

- ①中小企業向けアプリの共同開発
B2Bのコミュニケーションアプリを開発・販売する。
- ②デジタル郵便事業での協業
両社が持つ、筆まめ、筆王のブランドを活かして、圧倒的なプラットフォームを築く。
- ③パッケージソフトの販売協力
「筆まめ社」のコンシューマ向け製品の店頭販売をソースネクスト社が独占的に行う。
- ④その他
当社のベトナム現地法人をはじめとしたアジアマーケットの開拓や、国内外におけるビジネス・インキュベーション機会の追求

そのような中、ソースネクスト社より筆まめ社の株式譲受けの意向が表明され、当社として慎重に検討した結果、本件株式譲渡による株式売却益を得ることができること、筆まめ社の株式売却後も当社とソースネクスト社との間の業務提携関係は維持・継続されること等を勘案し、本件株式譲渡を行うことは、総合的に当社グループの企業価値向上につながると判断したことから、本件株式譲渡契約の締結に至りました。

本件株式譲渡により、筆まめ社は当社の連結子会社から除外されることとなります。

当社は、本件株式譲渡により得られる資金を、「コミュニケーション・プラットフォームの提供」及び「ネットとリアル融合」の2つの展開による事業規模拡大のための施策に再投資することにより、当社グループ全体の企業価値向上に取り組んでまいります。

2. 子会社株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、本件株式譲渡契約に定められる各前提条件が充足されること等を条件として、平成29年5月11日をもって、当社が保有する筆まめ社の発行済株式の全てをソースネクスト社に譲渡いたします。本件株式譲渡については、会社法第467条第1項第2号の2に従い、当社の株主総会の承認が必要となるため、本臨時株主総会において承認を得られることが本件株式譲渡の実行の前提条件とされております。

株式譲渡契約書（写）

株式会社ソフトフロントホールディングス（以下「売主」という。）及びソースネクスト株式会社（以下「買主」という。）は、売主が所有する株式会社筆まめ（以下「対象会社」という。）の発行済株式の買主に対する譲渡に関し、2017年4月5日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条 （定義）

本契約において、以下の各号において定める用語は、当該各号において定める意義を有する。

- (1) 「株式等」とは、対象会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債、オプション、株式関連証券その他これらに類する証券、これらの引受権若しくはこれらに類する権利を総称していう。
- (2) 「許認可等」とは、国又は地方公共団体その他司法・行政機関等による許可、認可、免許、承認又は同意の取得を総称していう。
- (3) 「契約等」とは、契約、取り決めその他の合意（書面によるか、口頭によるかを問わない。）を総称したものをいう。
- (4) 「司法・行政機関等」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関及び自主規制機関（いずれについても、日本以外の国・法域のものを含む。）を総称していう。
- (5) 「司法・行政機関等の判断等」とは、司法・行政機関等の判決、決定、命令、裁判上の和解、許認可等、通達、行政指導、ガイドラインその他の判断（いずれについても、日本以外の国・法域のものを含む。）を総称していう。
- (6) 「知りうる限り」とは、売主及び対象会社に派遣された売主の役員が、現に知っていること、及び、売主及び対象会社に派遣された売主の役員がその権限と責任に基づき通常知っているべきものをいう。
- (7) 「訴訟等」とは、訴訟、仲裁、調停、仮差押、差押、保全処分、保全差押、滞納処分、強制執行、仮処分、その他裁判上又は行政上の手続を総称したものをいう。
- (8) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団の構成員又は準構成員、暴力団と何らかの関連を有する企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに類する者をいう。
- (9) 「法令等」とは、法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドライン、監督指針、行政指導その他の規制（いずれについても、日本以外の国・法域のものを含む。）を総称していう。
- (10) 「本件財務諸表」とは、本件調査において買主に提出された、対象会社の2016年3月31日現在の貸借対照表及び同日に終了した事業年度に係る損益計算書（これらの注記表を含む。）をいう。
- (11) 「本件調査」とは、2016年12月20日から2017年3月8日までの間に買主が実施した対象会社の調査を意味する。

第2章 本件株式譲渡

第2.1条 (本件株式の譲渡及び本件譲渡価額)

1. 本契約の規定に従い、2017年5月11日又は本契約の当事者が別途書面で合意した日（以下「クロージング日」という。）において、売主は、対象会社の普通株式22,200株（以下「本件株式」という。）を買主に対して譲り渡し、買主は、売主からこれを譲り受ける（以下、本項に基づく株式譲渡を「本件株式譲渡」という。）。
2. 本件株式譲渡に係る譲渡価額は、金799,999,200円（1株当たり金36,036円）（以下「本件譲渡価額」という。）とする。

第2.2条 (本件譲渡価額の支払)

本契約の規定に従い、クロージング日において、買主は、売主に対し、本件譲渡価額を支払う。本条に定める本件譲渡価額の支払は、買主が、下記の銀行口座に振込送金する方法で行われるものとし、振込手数料は買主が負担する。

<略>

第2.3条 (本件株式譲渡の実行)

1. 本件株式譲渡の実行（以下「クロージング」という。）は、クロージング日に、本契約の当事者が別途合意する時間及び場所において行われるものとし、売主及び買主がそれぞれ第2項及び第3項に定める行為をする。
2. クロージング日において、売主は、買主による前条に基づく本件譲渡価額の全額の支払と引換えに、本件株式を譲渡するとともに、本件株式に係る対象会社の株主名簿名義書換請求書（売主の記名押印済みのものとし、以下「本件名義書換請求書」という。）を買主に対して交付する。
3. クロージング日において、買主は、売主から本件株式の譲渡及び本件名義書換請求書の引渡しを受けることと引換えに、前条に基づく本件譲渡価額の全額の支払を行う。

第3章 本件株式譲渡の前提条件

第3.1条 (売主による譲渡の前提条件)

売主は、クロージング日において、以下の各号の事項がすべて満たされていることを条件として、第2.1条第1項並びに第2.3条第1項及び第2項に定める義務を履行する。但し、クロージング日において以下の各号の事項の全部又は一部が充足されていない場合には、売主は、その任意の裁量により、かかる事項のいずれも放棄して第2.1条第1項並びに第2.3条第1項及び第2項に定める義務を履行することができる。

- (1) 第4条第2項に定める買主の表明及び保証が、その重要な点において真実であり、かつ正確であること。
- (2) 買主が、本契約に定めるクロージングまでの買主の義務を、すべての点につき履行しかつ遵守していること。
- (3) 売主の株主総会において、本契約の承認が得られていること。

第3.2条 (買主による譲受の前提条件)

買主は、クロージング日において、以下の各号の事項がすべて満たされていることを条件として、第2.1条、第2.2条並びに第2.3条第1項及び第3項に定める義務を履行する。但し、クロージング日において以下の各号の事項の全部又は一部が充足されていない場合には、買主は、その任意の裁量により、かかる事項のいずれも放棄して第2.1条、第2.2条並びに第2.3条第1項及び第3項に定める義務を履行することができる。

- (1) 第4条第1項に定める売主の表明及び保証が、その重要な点において真実であり、かつ正確であること。

- (2) 売主が、本契約に定めるクロージングまでの売主の義務を、すべての点につき履行しかつ遵守していること。
- (3) 売主の株主総会において、本契約の承認が得られていること。

第4章 表明及び保証

第4条 (表明及び保証)

1. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、別紙4.1において特定の時点が記載されている場合は当該時点）において、別紙4.1に記載された事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
2. 買主は、売主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、別紙4.2において特定の時点が記載されている場合は当該時点）において、別紙4.2に記載された事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

第5章 誓約事項

第5.1条 (売主の誓約事項)

1. 売主は、本契約締結日以降クロージング日までの間、対象会社をして、その事業を善良なる管理者の注意義務をもって、法令等及びその社内規則に従い、通常の業務の範囲内で行わせ、買主の事前の書面による同意を得ない限り（但し、買主はかかる同意を合理的な理由なく拒絶、留保又は遅延してはならないものとする。）、対象会社による剰余金の配当、自己株取得、新株発行、定款変更、事業譲渡、組織再編、100万円以上の支出を伴う契約の締結及び解除、並びに対象会社の財務状況に重大な悪影響を与える行為（但し、取締役会決議を要する事項に限る。）を行わせないものとする。
2. 売主は、本契約締結日以降クロージングまでの間、次の各号に掲げる行為を行うものとする。
 - (1) 対象会社の株主総会において、本件株式譲渡を承認する旨の決議を行わせること。
 - (2) 売主は、対象会社をして、阪口克彦氏（以下「辞任取締役」という。）を、クロージング日をもって対象会社の取締役から辞任させ、かつ、佐藤健太郎氏（以下「辞任監査役」といい、辞任監査役と辞任取締役とを併せて以下「辞任役員」と総称する。）を、クロージング日をもって対象会社の監査役から辞任させること。
 - (3) 売主及び対象会社との間の2016年10月27日付けグループ融資申込書/融資承諾書の内容を買主の事前の同意を得た上で、売主及び対象会社が別途書面で合意した内容に変更すること。
 - (4) 売主は、対象会社をして、売主及び買主が別途合意した各契約について、本件株式譲渡について各契約の相手方から書面による承諾を取得させ、又は、当該相手方から合理的な方法により本件株式譲渡について賛意を得るために面談の機会を設定させるよう合理的な範囲で努力させること。
 - (5) 売主は、対象会社をして、売主及び買主が別途合意した各契約について、本件株式譲渡について各契約の相手方に通知させること。
3. 売主は、買主に対し、本契約締結日後クロージングまでに以下の各号に規定する書類を交付する。
 - (1) 本契約を承認する旨の売主における株主総会決議が存することを証明する代表者の認証文言付きの株主総会議事録の写し
 - (2) 対象会社の株主総会が本件株式譲渡を承認する決議を行ったことを証明する対象会社代表者の認証文言付きの株主総会議事録の写し
 - (3) 辞任役員がクロージング日をもって対象会社役員としての地位を辞任する旨が記載され、辞任役員が署名押印した辞任届の写し
4. 売主は、本契約締結日以降クロージングまでの間、第3.2条各号の事項を充足するために必要な事項に関し、合理的な範囲で買主に協力する。また、売

主は、本契約締結以降クロージングまでの間に、第3.1条各号の事項が充足せず、又は充足しないことが見込まれることとなった場合には速やかに買主に通知し、買主と誠実に協議の上合理的な範囲でその解決を図るよう努める。

5. 売主は、本契約締結日からクロージング日までの間において、対象会社が新たに100万円以上の支出を伴う契約の締結（既存の契約条件を変更する場合も含む。）をする場合、対象会社をして、事前に、買主に対し、契約書の提示を行うものとし、買主の書面による承諾のない限り（但し、買主はかかる承諾を合理的な理由なく拒絶、留保又は遅延してはならないものとする。）、契約の締結を行わせないものとする。売主は、売主又は売主の子会社が対象会社との間でこれに違反し契約を締結した場合、自ら又は売主の子会社をして、対象会社が当該契約を一切の法的責任なく解除できるよう対応し、又は対応させるものとする。
6. 売主が、本契約締結日時点において、その子会社と対象会社との間で締結している契約については、本契約締結日までに売主が買主に対して開示したもののみであり、その内容について売主が買主に書面により開示したものと異なる場合、売主は、売主の子会社及び対象会社をして、対象会社が当該契約を一切の法的責任なく解除することに合意させるものとする。

第5.2条 （買主の誓約事項）

1. 買主は、本契約締結以降クロージングまでの間、第3.1条各号の事項を充足するために必要な事項に関し、合理的な範囲で売主に協力する。また、買主は、本契約締結以降クロージングまでの間に、第3.2条各号の事項が充足せず、又は充足しないことが見込まれることとなった場合には速やかに売主に通知し、売主と誠実に協議の上合理的な範囲でその解決を図るよう努める。
2. 買主は、クロージング後直ちに、対象会社をして、株主総会を開催させ、法令等及び定款で定める役員の数に達するために必要となる数の取締役及び監査役を選任するとともに、辞任役員の前任及び新たな役員を選任に係る登記申請を速やかに行わせる。また、買主は、当該登記手続の完了後直ちに、履歴事項全部証明書1通を売主に交付する。
3. 買主は、クロージング後少なくとも1年間は、クロージング時点における対象会社の給与条件を維持することを基本方針とする。

第6章 補償

第6条 （補償）

1. 売主及び買主は、それぞれ、自らが本契約上の義務について違反をした場合、又は、自らの表明及び保証に違反があった場合においては、当該相手方において発生したかかる違反に直接起因する相当因果関係の範囲内の損害、損失及び費用（以下「損害等」という。）を補償する。
2. 前項に基づく補償の請求は、単一の事実に基づく損害等の額が100万円を超える場合に、その全額について行うことができる。
3. 第1項に基づく損害等の補償は、クロージング日から1年6か月が経過する日（但し、クロージング日以降に履行すべき義務の違反に関しては、当該義務の違反がなされた時から1年6か月が経過する日とする。以下「補償期限日」という。）までに限り、これを請求することができる。いずれかの当事者が補償期限日までに損害等の補償を請求の理由を記載した書面により請求し、かつ同日までに相手方に対して同書面が到達しないときは、第1項に基づく当該相手方の補償義務は補償期限日の経過をもって消滅する。
4. 本条に基づき補償請求する当事者は、第1項に基づく相手方による補償の対象となる自らの損害等を軽減するための措置を採るよう合理的範囲で努力するものとする。

第7章 解除

第7.1条 (売主による契約解除)

1. 売主は、以下の事由が発生した場合に限り、買主に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。但し、本契約の一部を解除することはできない。
 - (1) 買主が本契約上の義務又は表明及び保証につき重大な違反をしたとき。
 - (2) 買主につき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）の開始の申立がなされたとき。
 - (3) 売主の責めに帰すべき事由によらずして、2017年9月末日までにクロージングが行われないとき。
2. 前項の定めにかかわらず、売主は、クロージング後は、理由の如何を問わず、本契約を解除することはできない。

第7.2条 (買主による契約解除)

1. 買主は、以下の事由が発生した場合に限り、売主に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。但し、本契約の一部を解除することはできない。
 - (1) 売主が本契約上の義務又は表明及び保証につき重大な違反をしたとき。
 - (2) 売主につき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）の開始の申立がなされたとき。
 - (3) 買主の責めに帰すべき事由によらずして、2017年9月末日までにクロージングが行われないとき。
2. 前項の定めにかかわらず、買主は、クロージング後は、理由の如何を問わず、本契約を解除することはできない。

第7.3条 (契約解除の効果)

本契約が本条に基づき解除された場合であっても、本条、第6章及び第8章の規定は引き続きその効力を有するものとする。

第8章 一般条項

第8.1条 (救済手段の限定)

本契約のいずれかの当事者が本契約に基づく義務に違反した場合又は当該当事者の表明及び保証に違反があった場合、本契約の他の当事者が有する権利は、第6章に定める補償の請求及び第7章に定める本契約の解除に限られる。これらの権利を除き、本契約の各当事者は、債務不履行、瑕疵担保責任、不法行為その他法律構成の如何を問わず、本契約に関連して他の当事者に対して損害賠償等の請求、又は本契約の解除その他の権利を行使することはできない。

第8.2条 (秘密保持義務)

<略>

第8.3条 (公表)

<略>

第8.4条 (通知)

<略>

第8.5条 (譲渡禁止)

<略>

第8.6条 (公租公課及び費用負担)

<略>

第8.7条 (準拠法) <略>

第8.8条 (管轄) <略>

第8.9条 (完全合意) <略>

第8.10条 (誠実協議) <略>

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、本契約の各当事者が、各1通を保有する。

2017年4月5日

売主：

東京都港区赤坂四丁目2番19号
株式会社ソフトフロントホールディングス
代表取締役社長 阪口 克彦

阪口 克彦 (印)
(株式会社ソフトフロントホールディングス)

2017年4月5日

買主：

東京都港区東新橋一丁目5番2号
ソースネクスト株式会社
代表取締役 松田 里美

松田 里美 (印)
(ソースネクスト株式会社)

別紙4.1 売主の表明及び保証 <略>

別紙4.2 買主の表明及び保証 <略>

3. 子会社株式譲渡契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡契約に従い、筆まめ社の全株式をソースネクスト社に対して約799百万円（以下、「本件株式譲渡価額」という。）で譲渡いたします。

当社においては、平成28年4月26日付で当社が筆まめ社の全株式を取得した際の取得価額、上記取得時から現在までの筆まめ社の事業及び業績の状況、筆まめ社の平成29年3月期の損益の状況、独立した当事者であるソースネクスト社との間で協議・交渉を重ねた上で本件株式譲渡価額の合意に至っていること等を総合的に勘案し、本件株式譲渡価額は相当であると判断しております。

4. 子会社株式譲渡先の概要

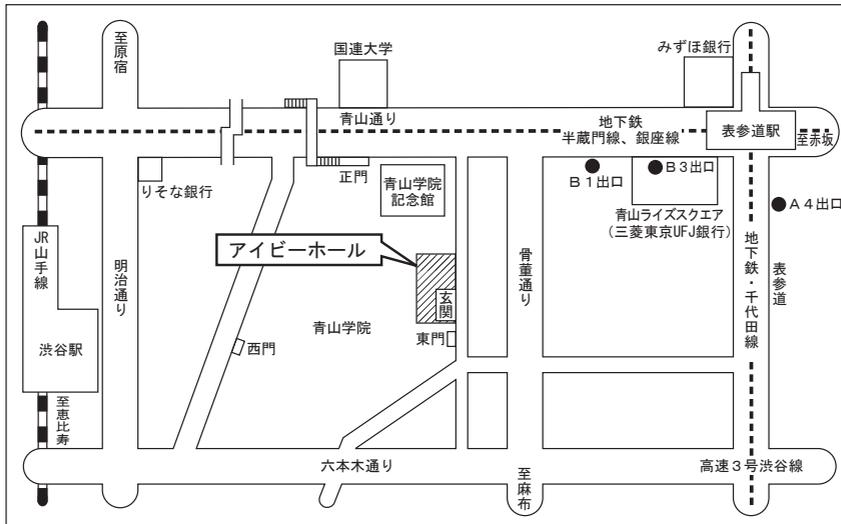
本件株式譲渡の譲渡先であるソースネクスト社の概要は、以下のとおりです。

(1) 名称	ソースネクスト株式会社			
(2) 所在地	東京都港区東新橋一丁目5番2号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松田 憲幸			
(4) 事業内容	ソフトウェアの企画・開発・販売及びその他のサービス事業			
(5) 資本金	17億7,122万円			
(6) 設立年月日	平成8年8月2日			
(7) 大株主及び持株比率	松田憲幸 28.25% RSエンバワメント株式会社 18.13% 株式会社ヨドバシカメラ 11.37% (平成28年9月30日現在)			
(8) 当社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社、当社の連結子会社である筆まめ社及び当該会社との三者間において、当該会社が筆まめ社のコンシューマ向け製品の店頭販売を独占的に行う独占販売契約を締結しており、筆まめ社は当該会社に対してソフトウェア製品を販売しております。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態				
	決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
連結純資産		2,788百万円	4,022百万円	4,905百万円
連結総資産		4,120百万円	5,044百万円	6,047百万円
1株当たり連結純資産		87.87円	126.77円	153.29円
連結売上高		5,736百万円	6,088百万円	7,025百万円
連結営業利益		1,245百万円	1,302百万円	1,445百万円
連結経常利益		1,225百万円	1,312百万円	1,463百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		1,220百万円	1,214百万円	990百万円
1株当たり連結当期純利益		38.47円	38.27円	31.23円
1株当たり配当金		3.59円	3.83円	4.68円

以上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号
アイビーホール 3階 アロン



(交 通) 東京メトロ (銀座線、半蔵門線、千代田線)
表参道駅下車 (B 1 または B 3 出口より徒歩約 5 分)

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。